

中小企業者のお客様への対応状況 (別表 1)

1. 別表中の各欄の集計は、貸付条件の変更等の申込みを受けた日を基準として、債務者単位ではなく、貸付債権ごとに行っております。
2. 別表中の各欄には、法の施行日(平成21年12月4日)から各期末までの累積件数を記載しております。
3. 「申込み」とは、貸付条件の変更等の申込みを書面または口頭にて受け付けたものをいいます。
4. 「実行」とは、貸付条件の変更等を行うことをいいます。
5. 「謝絶」とは、「実行」を拒否することをいい、貸付条件の変更等の申込みの日から3月を経過した日または貸付債権の支払期日のいずれか遅い日を過ぎてもなお「審査中」のものについては「謝絶」したものとみなして記載しております。
6. 「審査中」とは貸付条件の変更等の申込みがあったものの、「実行」「謝絶」「取下げ」に至っていない状態をいいます。
7. 「取下げ」とは、債務者の意思で申込みを撤回することをいいます。

2019年5月



株式
会社

山陰合同銀行

(別表１) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)															
	2013年 6月末	2013年 9月末	2013年 12月末	2014年 3月末	2014年 6月末	2014年 9月末	2014年 12月末	2015年 3月末	2015年 6月末	2015年 9月末	2016年 3月末	2016年 9月末	2017年 3月末	2018年 3月末	2019年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	15,039	16,139	17,241	18,273	19,278	20,321	21,321	22,360	23,231	24,233	26,125	27,901	29,589	32,550	35,369
うち、実行に係る貸付債権の数	14,112	15,205	16,249	17,194	18,140	19,102	20,085	21,029	21,849	22,800	24,647	26,390	27,990	30,810	33,522
うち、謝絶に係る貸付債権の数	412	456	512	573	631	674	717	748	806	853	933	978	1,048	1,139	1,235
うち、審査中の貸付債権の数	354	296	292	296	270	297	251	299	280	278	215	181	175	183	148
うち、取下げに係る貸付債権の数	161	182	188	210	237	248	268	284	296	302	330	352	376	418	464